

(監査委員事務局：監査結果に関する公表（臨時監査）)

監査委員公表第711号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	古手川	正治
大分県監査委員	吉村	哲彦

第1 監査の概要

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和5年4月11日から6月9日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	7
教育庁及び教育機関	12
警察本部	3
合計	22

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した22機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり2機関において、1件の指摘事項及び1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの

- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
中津北高等学校	物品の購入契約等について、本来、支出負担行為を行うべき時期に事務長も気付かず、年度を超えた出納整理期間中に前年度に日付を遡って支出負担行為を行っている事例が多数あるなど、会計事務に係る内部けん制に著しく適正を欠いている事実が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
中津支援学校	庁舎設備の修繕契約について、職員が請求書にゴム印で日付を追記したことにより、不適法（日付が二重表記）となった書類を支出証拠書類として使用するなど、不適切な経理処理の事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
南部保健所	令和5年4月13日
西部保健所	令和5年4月11日
北部保健所豊後高田保健部	令和5年4月12日
中津児童相談所	令和5年4月14日
観光局観光政策課	令和5年5月16日
大分高等技術専門校	令和5年6月9日
玖珠土木事務所	令和5年4月11日
(教育庁及び教育機関)	
佐伯教育事務所	令和5年4月13日
香々地青少年の家	令和5年4月12日
大分豊府高等学校	令和5年4月17日
大分工業高等学校	令和5年4月17日
大分西高等学校	令和5年6月9日

情報科学高等学校	令和5年6月6日
久住高原農業高等学校	令和5年4月13日
中津北高等学校	令和5年4月14日
中津東高等学校	令和5年4月17日
宇佐高等学校	令和5年4月14日
中津支援学校	令和5年4月17日
由布支援学校	令和5年6月8日
(警察本部)	
宇佐警察署	令和5年4月14日
日田警察署	令和5年4月11日
佐伯警察署	令和5年6月9日